

新宿区教育委員会会議録

平成21年第3回臨時会

平成21年5月22日

新宿区教育委員会

平成21年第3回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成21年5月22日(金)

開会 午後 2時05分

閉会 午後 2時55分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長 白 井 裕 子

委員長職務代理者 羽 原 清 雅

委 員 松 尾 厚

委 員 木 島 富士雄

教 育 長 石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長 小 柳 俊 彦

中央図書館館長 野 田 勉

参 事
教 育 政 策 課 長 竹 若 世 志 子
事 務 取 扱

教 育 指 導 課 長 上 原 一 夫

学 校 運 営 課 長 齊 藤 正 之

教 育 施 設 課 長 本 間 正 己

副 参 事 遠 藤 剛

書記

教育政策課管理係長 久 澄 聰 志

教 育 政 策 課 安 川 正 紀
管 理 係 主 査

教育政策課管理係 岩 崎 鉄 次 郎

議事日程

議案

- 日程第1 議案第19号 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第20号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第3号)

報告

- 1 新宿区立学校における個人情報の紛失について(教育指導課長)
- 2 平成22年度使用教科用図書審議委員会委員名簿・調査委員会委員名簿について(教育指導課長)
- 3 その他

開 会

白井委員長 定刻になりましたので、教育委員会を始めさせていただきます。

始める前に一言、今年度委員長に就任させていただくことになりましたので、皆様の御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまから平成21年新宿区教育委員会第3回臨時会を開会いたします。

本日の会議には熊谷委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員をお願いいたします。

白井委員長 まず、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員の議席は委員長が定めることになっております。第4回定例会において、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定をしておりますので、本日、皆様のお座りの席を議席とさせていただきます。

議案第19号 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例

議案第20号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第3号)

白井委員長 それでは、議事に入ります。

すべての議案について一括して説明を受け、1件ずつ質疑及び採決を行います。

教育長。

石崎教育長 「日程第2 議案第20号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第3号)」につきましては、平成21年第2回区議会定例会で審議を予定している案件で、区長の公正円滑な区政執行を確保する観点から、非公開による審議をお願いいたしたいと思ひます。

白井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。「日程第2 議案第20号 平成21年度新宿区一般会計補正予算(第3号)」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それでは、まず議案第19号を審議し、その後議案第20号を非公開により審議いたします。

「日程第1 議案第19号 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長 では、第3回教育委員会臨時会の議案概要に基づきまして御説明させていただきます。

第19号議案でございますが、新宿区立図書館条例の一部を改正する条例でございますが、この条例は新宿区第1次実行計画に基づき、新宿区立四谷図書館、角筈図書館及び大久保図書館に指定管理者制度を導入するとともに、制度導入に伴い開館時間を拡大するものでございます。

主な改正内容といたしましては、新宿区立四谷図書館、角筈図書館及び大久保図書館に指定管理者制度を導入するというもの。そして指定管理者を導入する3図書館及び中央図書館については開館時間を拡大するというものでございます。

こちらに表がございますが、四谷図書館につきましては火曜日から土曜日まで、現行は午前10時から午後8時でございましたが、それを午前9時から午後9時45分といたします。

また、日曜日、休日につきましては、現行午前10時から午後6時でございますが、改正後は午前9時から午後6時までとするものでございます。

次に、角筈図書館と大久保図書館でございますが、火曜日から金曜日までにつきましては、午前10時から午後7時までとなっておりますが、これを改正後は火曜日から土曜日までの午前9時から午後9時45分まで、そして現行土曜日、日曜日、休日は午前10時から午後6時となっておりますが、それを日曜、休日におきまして、午前9時から午後6時とするものでございます。

また、中央図書館におきましては、火曜日から土曜日につきましては、午前9時から午後8時となっておりますが、それを午前9時から午後9時45分までとするものでございます。日曜日、休日は変更ございません。

施行日についてですが、これは平成22年4月1日とするものでして、ただし準備行為に係る規定は公布の日からとするものでございます。

準備行為としまして、指定管理者の指定に関し、必要な行為はこの条例の施行の前日においても行うことができるということで、附則第2項に規定するものでございます。

以上でございます。

白井委員長 説明が終わりました。

議案第19号について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

松尾委員。

松尾委員 閉館時間が夜9時までということで、かなり遅くなるわけですがけれども、その遅い時間でも例えば小さなお子さんでも利用することは可能なんではないでしょうか。

中央図書館長 この辺は3館につきましては、中央図書館みたいに子ども図書館という形できちっと区分けができていてはございませんので、一般の9時45分までと、利用時間はこのように考えております。

松尾委員 そうしますと、お子さんが保護者と一緒であればいいですがけれども、何らかの事情でお子さんが閉館時間まで、かなり夜遅い時間残ってしまった場合に、どのようにするのか、かなり遅い時間ですのでそれなりに気をつけなければならないと思うんですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

中央図書館長 この辺につきましては、児童・生徒が遅くまで残っていると、そういう状況はかなり丁寧に見回りをした上で対応していきたいというふうに考えております。例えば、学童クラブの後図書館に来る場合、こういった方もかなり多くあると思います。こういった場合には、保護者との連絡、夜遅くなった場合には保護者との連絡がとれるような形で対応してまいりたいというふうに思っておりますし、それ以外でも大人と同様に閉館時間が来たからすぐに退館願うということではなくて、その辺のどういう事情で残っているのか、そういったところを丁寧に事情を聞いた上で、今後どういう対応がとれるのか、この辺は学校運営課、教育指導課、こういったところと詰めて仕様書をきちっとつくってまいりたい、このように考えております。

松尾委員 よろしく願います。

白井委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございませんでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

議案第19号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 議案第19号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「日程第2 議案第20号 平成21年度新宿区一般会計補正予算（第3号）を非公開により審議いたします。傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

午後 2時13分再開

白井委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。

報告 1 新宿区立学校における個人情報の紛失について

報告 2 平成 22 年度使用教科用図書審議委員会委員名簿・調査委員会委員名簿について

報告 3 その他

白井委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

石崎教育長 「報告 2、平成22年度使用教科用図書審議委員会委員名簿・調査委員会委員名簿について」につきましては、教科用図書を調査、審議する審議委員会等の委員の委嘱に関する案件で、委員が外部からの干渉や圧力を受け、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがありますので、非公開による報告をお願いいたしたいと思います。

白井委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。「報告 2 平成22年度使用教科用図書審議委員会委員名簿・調査委員会委員名簿について」を、非公開により報告を受けることに異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

白井委員長 それでは、まず報告 1 について説明を受け、質疑を行い、その後報告 2 を非公開により報告を受けます。

報告 1 の説明を事務局からお願いいたします。

教育指導課長どうぞ。

教育指導課長 報告 1、新宿区立学校における個人情報の紛失について御報告申し上げます。

発生日時でございますけれども、平成21年4月15日水曜日、午前11時15分ごろでございます。事故の概略でございますけれども、新宿区立学校の教職員が校外学習の一環として、児童・生徒を連れて近くの公園に行った際、27名分の児童・生徒の氏名、緊急連絡先等を記載した名簿が入った救急バッグを紛失したというものでございます。

これだけだと、ちょっと概略がよくわからないかと思しますので、もうちょっと詳しくお話をいたしますと、実際に校外学習に行ったときのお子さんの数が5名、そして引率をした教員が7名という数でございました。そのうちの1名が通例、当該校におきましては、児童・生徒の実態をもとにして、緊急の場合を想定しまして、緊急連絡先の入った救急バッグを持っていたわけなんですけれども、バッグを肩にかけ、そして公園に着きまして、着いた後公園にあるブランコに一人一人のお子さんを乗せると、そんな仕事に従事したわけでございます。その際、子どもにけがをさせてはいけないということで、バッグを柵にかけまして、

一人一人お子さんを抱きかかえてはブランコに乗せて、そして揺らし、終わったらまた降ろすという作業を5回繰り返したわけであります。すべて終わりました、また学校に帰るとい
うときに、完全に柵にかけていたことを忘れまして、そのまま帰ってきてしまったとい
うことでございます。

実は、全く当該教員も忘れたという事実も気がつかずに、翌日になりまして、貸し出した
養護教諭のほうで、通例戻ってあるべきバッグがないということで問い合わせたところ、置
き忘れたということに気がついて、即座に当該校の多くの教員で探しに行ったんですけれ
ども、実際には見当たらなかったということでございます。

また、警察等々に遺失物届け等もいたしました。現在のところ見つかっていないとい
ったところでございます。

学校の対応でございますけれども、紛失に気がついたその日のうちに名簿記載の全御家庭
に電話で連絡いたしまして、そして翌日には文書でのお知らせ、説明と謝罪をしております。
そして、4月28日に行われたPTA総会におきましても、説明と謝罪をしているところご
ざいます。

学校では、教職員に常日ごろから個人情報の管理については徹底していたわけございま
すけれども、再度その徹底を図り、再発防止に努めているといったところございま
す。

また、これまで校外学習などの外出時に緊急連絡用に名簿、これ実はA4の用紙を四つ折
りにしまして、透明のビニールでできたこのくらいのケースに挟みまして、そこに500円の
テレホンカードと10円玉1枚を入れて、そして救急バッグの一番下に入れて、その上に救急
用品を詰めていたというものであったわけなんですけれども、しかし何か緊急の場合があ
ったときには、通例教員は今携帯電話を持っておりますので、すぐに学校に連絡をして、そ
してそこから保護者等へも連絡をとることができるという、そんな体制を確認したとい
うことで、それ以降は名簿の持ち出しは禁止するといったような対応に出たところござ
います。

教育委員会では、その直後に学校に行って、一たん事情聴取するとともに、4月17日には
区立全学校・園に事故防止の通知を出してございます。

また、学校から4月末の段階で、事故のてんまつに関する報告が上がってまいりまして、
5月の連休明け、5月7日に事情を聞きたいということで日程調整をいたしまして、最終的
にちょっと1週間おくらせてしまいましたけれども、5月13日に当該校の校長と当該教諭を本
庁舎のほうに来てもらいまして、一つ一つの事情を聴取したところでございます。

一応、事務局といたしましてはそれを受けまして、現在東京都教育委員会の人事部のほう

に服務事故の報告を上げたところでございます。

また、現在のところでは、悪用につきましてはされていないといったところでございます。

以上でございます。

白井委員長 説明は終わりました。

報告1について、御質問、御意見のある方はどうぞ。

御質問、御意見ありませんか。

松尾委員。

松尾委員 ただいまのお話で、緊急連絡先等については持ち出しを禁ずるということでしたけれども、これ救急バッグを持ち帰る部分も忘れていたわけですね。ということは、学校の備品を校外に持ち出して、その管理が多少しっかりしていなかった部分があるわけですが、その部分についてもそれなりにしっかりしていかなければいけない部分もあるかと思う、一番大切なのは個人情報の部分かもわかりませんが、それと同時に学校の備品の管理体制についてもしっかりしなければいけないというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

白井委員長 教育指導課長お願いします。

教育指導課長 まさに御指摘のとおりだと思います。この、救急バッグを持ち出しするときにつきましては、養護教諭が直接手渡しをする形で当該学年の担当者に渡しております。当然、返却につきましても手渡しをする状態で間違いなく持って帰ったということを確認しておけば、その段階ですぐにないということがわかったわけでございますけれども、実際には自席におった場合にはそのような対応をとりましたけれども、いない場合には当然返却する、通例置いてある場所にそのまま置いておくということが許されていたということがあったということも事実でございます。やはり、何かこういう事故が起きるときにはミスがあるわけでございますので、その点につきましても、校長のほうで直接の手渡しということを励行するというようなことで指示をしたということございました。

以上でございます。

白井委員長 松尾委員どうぞ。

松尾委員 しかし、それと同時に余り物すごくその手続が煩わしいということのないようにうまく配慮して、うまいやり方を考えていただきたいなというふうに思います。

白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、次に報告2を非公開により報告を受けます。

恐れ入りますが、傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

午後 2時28分再開

白井委員長 それでは、本日の日程で報告3、その他となっておるところにまいります。事務局から報告事項がありますでしょうか。

教育政策課長 その他のことですが、これまで、今新型インフルエンザが大阪、兵庫、そちらのほうで非常に蔓延している状況が発生しております。それに伴いまして、教育委員会がこの間とったことについて口頭で御報告させていただきたいと思っております。

まず、教育委員の皆様には、実は5月18日の月曜日でございますが、5月20日から修学旅行に行く予定であった中学校と、その後もう一校中学校がございました。それについては、修学旅行については延期ということで、既に御報告してございますが、実はあと6月8日、11日、24日と5校が続けて京都、奈良方面に修学旅行が予定されているところでございます。まずはそれについての御意見をお伺いしたいということでございますが、今教育委員会としては蔓延地域に集団行動で児童・生徒が行って、そこで感染し、そこで医療体制が不十分な中で発熱等の対応が十分できないようなことでは、その児童を急遽新幹線に乗せて帰るなどということも発生するやもしれないということもかんがみますと、延期したほうがよいのではないかというような今判断をしているところでございますが、そのところは御意見を伺えればということの一つ思っております。

そして、先ほどのこれまでの経過でございますが、そのような対応とともに、改めて全学校、幼稚園、こども園あてに幼児、児童・生徒及び教職員の健康状態の把握を依頼いたしました。そして、具体的には登校、登園前に検温、体温チェックを行っていただき、欠席した人数、登校した者のうち発熱、38度以上でございますが、及びインフルエンザ用の症状などがある方の人数を日々報告いただくことといたしました。

また、学校を通じまして、保護者に登校、登園前に検温、体温チェックを、幼児、児童・生徒に行いまして、発熱等の症状がある場合は登校を見合わせ、発熱相談センターへ相談していただくこと、また発熱等がある場合は学校へ報告を行うことを依頼いたしました。

そして、手洗い、うがい、マスク着用などの啓発とともに、学校で集団発生のおそれがあるような場合は、臨時休業もあり得るということをもた御案内したところでございます。

そして、同様に私立幼稚園設置者あてには、東京都からの通知により既に情報が流れてご

ございますが、それで健康把握した結果、そういった感染の疑いがある場合は報告するようにという指示がございますので、重ねてその依頼をいたしたところでございます。

そして、区の窓口対応といたしましては、直接区民と接する窓口、施設におきましては、職員のマスク着用というようなことを決定したところでございまして、また発熱、せき、くしゃみ等の自覚症状のある来庁者がおられた場合は、マスクの着用をお願いするようなこともあるということになりましたので、教育委員会としては図書館が不特定多数の利用者の方々と接する機会が多いわけでございますので、このような対応ということで、その旨の内容を掲示するとともに、御案内をしたところでございます。

また、学校ごとにインフルエンザ様の症状の者が1つの学級、あるいはクラブ活動で3人以上発生するような事態が生じている場合は、速やかに教育委員会に報告していただき、事務局より速やかに保健所に報告するということなどを学校に御案内したところでございます。

そして、きょうでございますけれども、国のほうで新型インフルエンザについての対処方針の見直しがなされまして、例えば大阪や兵庫県のように、もう蔓延しているという地域と、それと一方まだ東京都のように、外国から帰国した者についての感染者が発生ということで、まだ封じ込めが十分効果的であるという地域と、それぞれ取り扱いが違っておりますが、そういった内容につきまして、私ども今都内では基本的にはその封じ込めがまだきく段階の地域というふうな認識のもとで、これまでどおり状況によりましては、臨時休業が都知事の要請に基づきまして区としての判断をし、そのような対応を考えていくということでございます。

そのほかは、基本的には学校におきまして、感染の状況がどのようなものであるか、常に幼児、児童・生徒の健康把握をチェックしていくという体制を今とっているというところでございます。

以上です。

白井委員長 ありがとうございます。ただいまの報告の形で、大きく分けて2点について御意見をいただきたいというような趣旨だと思います。

まず第1点については、今後行われる修学旅行について、延期したことについての御意見、第2点目については、教育委員会として、学校とそれから幼稚園等にいろいろな指示を行ったことについての御意見、その他図書館への対応について支持内容、いろいろ具体的な説明がありましたけれども、その点についての御意見等があればお伺いしたいと、そういうようなことでよろしいでしょうか。

それでは、まず第1点目の今後行われる修学旅行を延期するかどうかについて、教育委員としての御意見を伺いたいということなのでいかがでしょうか。

木島委員から発言いただいてよろしいでしょうか。

木島委員 現段階では控えるべきだろうと思います。これは、まだまだ拡大している最中ということもあるし、どこまで広がるのかがわからないということもありますし、今は弱毒性といわれてますけれども、これが広がった時点ではどう変わるか、これはまだ想定されていないわけですから、そういう時期に集団で関西地区、つまり汚染地域への修学旅行というのは控えるべきだろうと思います。

白井委員長 羽原委員、御意見いただいてよろしいでしょうか。

羽原委員 僕の例ですが、6月6日、7日京都の同志社大学でマスコミ学会があるんですが、そのはがきで中止という連絡があって、高齢者学会であります、大事をとっているという意味では、学会のような組織でそういう状態だから、感染度の高いであろう小学生たちは早めにやめておいたほうがいいんじゃないかと。その際、保護者の方たちによく理由を話すと同時に、延期するとすればその対応策はどうするかというようなこと、そこをぜひ理解が行き渡るようにしていただければと思います。

以上です。

白井委員長 松尾委員いかがですか。

松尾委員 基本的に木島委員の御意見に賛同します。

白井委員長 教育委員全体私も含めてですが、ちょっと子どもたちにはかわいそうだと思いますけれども、この事態の中で延期というのはやむを得ない措置でないかというようなことが、各委員の意見ということでお伝えしておきたいと思います。

ただ、羽原委員が御提案いただいたように、ただの延期というような形ではなくて、その辺の御理解を保護者、それから子どもたちにも理解してもらえるような形で御説明していただきたいというのが要望でございます。

第2点目ですけれども、現在までに教育委員会として、学校、それから幼稚園、それから図書館等について、いろいろなインフルエンザ対策をしてきていただいていますけれどもそれについて何か御意見なり、またいいアドバイスなりありましたらお願いしたいと思います。

木島委員お願いします。

木島委員 先ほどのお話では、発熱が38度以上というんですけれども、実はこれ6度台でもあるんです。ですから、8度以上というと非常に見落とされてしまう。それが、何度という

ことではなくて、風邪症状というふうにとらえるべきだと思うんです。せき、のどの痛み、鼻水、そこら辺のところまで落とさないで見通しが多いんです。なぜかという、実際に検査の段階で見通してますから、十分それは対策を1つランクを下げて考えていくべきです。というのは、今実際に来る方たちがB型のインフルエンザでも6度8分ぐらいで診るとB型なんです。だから、そこら辺のところも十分注意しないといけないと思います。だから風邪用症状。

それと、もう一つはことしは今の時期というのは厄介なんですけれども、おたふく風邪、それと水ぼうそう、それと大人の間では百日ぜきもはやっているんです。そこら辺のところ非常に厄介ですから、必ず風邪用症状、または発熱のある場合には、速やかに医療機関を受診するようにという形の指導がよろしいと思います。

それと、下痢症状、これ不思議にB型インフルエンザでも下痢症状を伴っていることが多いんです。この新型インフルエンザも下痢症状というのと発熱というのが結構多いです。だから、胃腸症状と、いわゆる風邪症状ということもあわせて考えないといけない。

それと、もう一つは今マスクが非常にないといって大騒ぎしているわけですが、現実には風邪の症状を持っている人がマスクがないからマスクをしないというのは、これが一番困るわけです。健康な人がマスクし防ごうという気持ちもわかりますけれども、風邪症状の人がマスクをしないというのが一番困るわけですから、そうしたら皆さん方がそんな高級なマスクがなかったころのことを思い出して、ガーゼを使って折り方を学校で教えて、内側にティッシュペーパーを折って、それでティッシュペーパーを変えるという方法を学校で指導しなければいけないなと思います。ぜひ、それは各学校でやらせてください。そうしないと、下手なマスク業者に高いマスクを買わされるだけです。ばかばかしいです。

以上です。

白井委員長 ありがとうございます。

教育政策課長。

教育政策課長 今、専門的な木島委員の御意見を伺いまして確かに承りました。マスクの件につきましては、指導課長、学校とも相談しまして対応を考えてまいりたいと思います。

白井委員長 その他、木島委員の医学的見地からの貴重な御意見がございましたけれども、羽原委員……。

羽原委員 非科学的だからいいです。

白井委員長 教育委員会としての学校への指示とかについて、何か注意するとか要望してお

きたいようなこととかございますか。

羽原委員 万全を期しておいでだと思っております。信頼しております。

白井委員長 松尾委員。

松尾委員 1つお聞きしたいんですけれども、そういった学校に対する指示等につきましては、東京都の教育委員会がなさる部分と、それから新宿区で判断する部分というものがあると思うんですけれども、どのあたりをどちらがやるのかという部分について、もし連絡がうまくいってないと、これはきっと都が指示してくれるだろうと思って待っていたら、いつまでも指示が来ないといったような、そういった齟齬が起きるといけないと思うんです。ですから、そのあたりがしっかり詰められているのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

次長 その件でございますが、東京都のほうからは具体的には教育指導課、それから学校運営課、それぞれのルートから入ってきます。それから、区全体としては本部会議がありますので、本部会議を受けて、また都のほうから来た情報、そういったものを受けて、まず教育委員会事務局の中の調整、それから発出するにあたりましては、例えば同じように同様な施設として保育園等ございますので、そういったところと調整、それがすべて終わってから、各学校に発出していくということですので、東京都の情報については、私どものほうは十分にしんしゃくしまして、それをこなしした形で、各学校には発出するようにしているところでございます。

白井委員長 木島委員。

木島委員 それと、もう一つちょっとお聞きしますけれども、普通インフルエンザというと何となく小学校以上のことを考えますけれども、それ以下のいわゆる保育園、その対策とそれ以下の幼保一元化というのを新宿でやっていますけれども、そういう幼稚園以下、保育園児の対策とか、また親がそういう状態のときにどうするのかとか、そういう対策は一応新宿区としてはお考えになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

白井委員長 教育政策課長。

教育政策課長 先ほど、次長からも御説明しましたが、区の中では対策本部を立ち上げまして、その中でそれぞれ各部で対応できることをきちっと調整しながら進めているところでございますが、今子ども家庭部では、大阪や兵庫などは保育園も休園という扱いを一斉に行っているようなことがありますして、そういったときに保護者への対応はどのようにうような話も出ておりますが、基本的には医療従事者など共働きでありますと、従事しなければ

ならない場合がございますし、そういったやむを得ない場合がございますので、その辺のところも考慮してどのようにするのか、現在対策を立てているというようには聞いてございますが、今の御意見も改めて区長部局のほうにお伝えし、きちっとした対応ができるようにしていただくとお願いしたいと思っております。

以上です。

白井委員長 木島委員。

木島委員 この際だからもう一つ、国が基本的対処方法ということで、わざわざ新型インフルエンザ対策行動計画等については、強毒性の鳥インフルエンザを念頭に策定されたものだと書いてありますけれども、これほど強毒性のものじゃないにしても、例えば家庭の中で奥さんなり御主人なりが、新型インフルエンザになった、隔離されたというときに、実際それが新宿区の職員だった場合、新宿区はどういう、つまり当然本人は病気ですから、そうすると奥さんがかかったとして御主人が職員だとしたら、その父親たる職員に対しては休んでいいという、そういうことまで決めておりますか。

白井委員長 教育政策課長お願いします。

教育政策課長 職員の場合におきましても、濃厚な感染、要するに濃厚な接触等により感染が疑われる場合におきましては、基本的には病欠とまではいきませんが、たしか休暇をとっていいというふうな話で、ただその場合はきちんと医療機関に行っていただくということが前提かというふうに思っておりますが、そのような対応になってございます。

そのほか、例えば自分が住んでいる地域の保育園などが休園になりまして、自分は元気ですけれども、子どもを見るために出勤できないというような場合もございますが、そういう場合はやむを得ず有給休暇をとるか、子の看護休暇というものがございまして、そういったものを活用していただくようにというようなことで、人事のほうからは指示が来ているところでございます。

白井委員長 よろしいでしょうか。

私のほうからは、きょう報告いただいたのは予防の段階としての適切な処置をしていただいているということですが、今後ここにもあるように行事の中止、臨時休校等の処置があり得るといふようなことの場合になった場合について、学校の校長先生なりの判断が迷うような形は避けて、教育委員会として適切な判断を早急にするというふうなことを申し合わせておきたいなと思うんですがいかがでしょうか。

政策課長。

教育政策課長 確かに、そういったことが今後予想される場合がございますので、その際には都道府県知事の当然要請もあるかと思っておりますので、それを踏まえて区長が適切な判断をしてくれるものというふうに私ども思っておりますので、その際は皆様にも早急に御連絡をし、御意見を承りたいと思っております。

白井委員長 教育長。

石崎教育長 今回の修学旅行も学校長の判断でというのはなかなか大変な部分もありますので、教育委員会がこういう判断をしたのでという形で各学校に通知をして、各学校がその旨で保護者の方に説明をするという対応をいたしました。したがって、行事等今週末にも運動会があったりするわけですが、そういった授業の性質ですとか、そういったものを勘案しまして、方針を決めて、その方針に沿った現場での判断をしてもらうとか、あるいはこちらで厳格に決定する場合もあるとは思いますが、そういった形で持っていきたいと思えますし、また速やかに皆様方にも、教育委員の皆様にはお伝えをするように事務局にも、今までもしておりますけれども、今後もさせていただきたいなと思えます。

白井委員長 よろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

報告事項は以上で終了いたします。

閉 会

白井委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 2時55分閉会